

【アフリカ IP 情報】ARIPO ハラレ議定書とバンジュール議定書の改正法が発効

2022 年 1 月 10 日
ジェトロ・ドバイ事務所

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）における知的財産の保護を規定する条約のうち、特許、実用新案及び意匠に関するハラレ議定書と、商標に関するバンジュール議定書¹の改正法が 2022 年 1 月 1 日に発効した²。

全体的には小幅な改正事項が多い。特に、特許の第三者情報提供制度の導入や、意匠の保護期間延長がポイント。改正の概要は以下のとおり。

1. 改正経緯（改正法前文より）

- ・ 2021 年 8 月 23 日から 26 日までウガンダのカンパラで開催された第 11 回臨時総会と、同年 12 月 6 日から 8 日までジンバブエのヴィクトリア・フォールズで開催された第 45 回通常総会における ARIPO 執行評議会で改正案を決議。
- ・ 同会議では、特許、実用新案及び意匠に関するハラレ議定書、商標に関するバンジュール議定書、並びにそれらの施行規則を採択。
- ・ いずれも 2022 年 1 月 1 日に発効。

2. ハラレ議定書とその施行規則（特許・実用新案・意匠）

(1) 特許

- ・ 開示要件の明確化（新 2 条の 2(1)(c)）
実施可能要件の検討で明細書に加えて図面も考慮される点を規定。
- ・ 第三者情報提供制度の導入（新 2 条の 4、規則新 19 条の 4）
特許出願公開後の第三者による情報提供制度を導入。
- ・ 期間延長の項目を追加（規則新 15 条の 4(1)(c)）
パンデミック、自然災害、戦争、内乱、電子通信手段の一般的な障害を追加。

¹ ハラレ議定書は特許、実用新案及び意匠について、バンジュール議定書は商標についてそれぞれ単一の登録手続によって締約国で権利取得を可能にするもの。

² セーシェル共和国が 2021 年 10 月 5 日、ハラレ議定書に加盟して ARIPO の加盟国となっていたが、2022 年 1 月 1 日以降、同国を指定することで権利の取得が可能になった。

- ・ **実体審査の補正（新 18 条(3)(b)）**

自発補正や審査後の補正に関する要件や時期を規定（根拠の提示・シフト補正の禁止など）。

- ・ **グリーン技術の特例の導入（新 18 条(7)(ii)）**

グリーン技術は出願人の要請で審査スケジュールを変更可能。詳細は規定なし。

※ 実用新案でも同様の規定を導入。

- ・ **PCT 国際出願の移行期限（23 条(2)）**

優先権の主張がある場合には優先日から 31 か月以内に規定。

(2) 実用新案

- ・ **「新規性」と「産業上の利用可能性」の要件の明確化（新 3 条の 4(2)(ii)及び(iii)）**

新規性の要件を「議定書の締約国の管轄内で先行技術によって予測されていない場合」、産業上の利用可能性の要件を「農業を含むあらゆる種類の産業で製造または利用することができる場合」に明確化。

(3) 意匠

- ・ **保護期間の延長（4 条(6)）**

10 年から 15 年に延長。ただし、保護期間の短い指定国³については、当該登録は、それぞれの国内意匠法に規定された保護期間の終了時に失効する。

- ・ **料金の規定追加（料金表）**

保護期間延長に伴い 11 年目以降の料金を規定。

(4) その他

各種様式などに関する規定を修正。

3. バンジュール議定書とその規則（商標）

- ・ **商標の早期公開（新 6 条の 2(1)(b)）**

すべての指定国が 9 ヶ月の期間よりも早く受理通知を発行した場合、出願人は所定の手数を支払うことを条件に、異議申立目的で商標の早期公開を請求することを可能に。

³ アフリカの国内法では、意匠の保護期間が 10 年の国が多い。各国の保護期間は、参考資料 4 を参照。

・登録料未納に基づく出願みなし取下げ（新6条の2(5)）

商標が受理され公開された後、商標権者は12ヶ月以内に商標出願の登録料を支払わない場合にその商標出願は取り下げられたものとみなされる点を規定⁴。

・応答の期間徒過を制限（新10条(3)）

出願人が議定書、規則又は行政命令で指定された期限を守らず、期間延長も要求しなかった場合、その出願又は登録は期限が切れた日から1ヶ月後に失効したものとみなされると規定。

(4) その他

各種料金や様式など関する規定を修正。

4. 参考資料

(1) ハラレ議定書、バンジュール議定書及びそれらの施行規則の改正条文

<https://www.aripo.org/notices/the-2022-editions-of-the-harare-and-banjul-protocols/>

(2) ハラレ議定書とその施行規則の改正部分の修正履歴付き条文

<https://www.aripo.org/notices/notice-to-applicants-on-amendments-to-harare-protocol/>

(3) バンジュール議定書とその施行規則の改正部分の修正履歴付き条文

<https://www.aripo.org/notices/notice-to-applicants-on-amendments-to-the-banjul-protocol-on-marks/>

(4) ARIPO における知的財産権取得に関する制度概要調査（2018年2月）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_201802.pdf

(5) アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書（2014年2月）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h25_report_01.pdf

(了)

⁴ この規則が導入される前は、所有者が登録料を支払わなくても商標登録されたままになっており、これを防ぐもの。